

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和7年1月11日（令和7年（行情）諮詢第1292号ないし同第1295号）

答申日：令和8年1月28日（令和7年度（行情）答申第866号ないし同第869号）

事件名：「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書17」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年9月6日付け防官文第15181号、同年11月10日付け同第18980号、令和4年1月14日付け同第418号、同年2月25日付け同第3030号及び同第3032号、同年3月28日付け同第5402号並びに同年6月17日付け同第11696号及び同第11698号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 上記(1) オと同旨。

カ 及びキ （略）

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア ないしカ （略）

(4) 審査請求書4（原処分4及び原処分5について）

ア ないしエ （略）

オ 上記(1) オと同旨。

カ （略）

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、他に文書がないか確認を求める。

ク （略）

(5) 審査請求書5（原処分6について）

ア ないしエ （略）

オ 上記(1) オと同旨。

カ ないしク （略）

(6) 審査請求書6（原処分7について）

ア ないしエ （略）

オ 上記(1) オと同旨。

カ （略）

キ 上記(4) キと同旨。

ク （略）

(7) 審査請求書7（原処分8について）

ア ないしエ （略）

オ 上記(4) キと同旨。

カ （略）

第3 諒問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書1~4を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年9月6日付け防官文第15181号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書3、文書4（表紙のみ。）及び文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次のみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和4年2月25日付け同第3030号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書6ないし文書1~4について、同条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年及び約3年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分5について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書4（表紙を除く。）、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書6ないし文書1~6を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年11月10日付け防官文第18980号により、本件対象文書のうち、文書4（表紙を除く。）及び文書6ないし文書9について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和4年2月25日付け同第3032号により、本件対象文書のうち、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書10ないし文書1~6について、同条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2及び原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約

3年10か月及び約3年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮詢を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分7について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書10ないし文書17を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年1月14日付け防官文第418号により、本件対象文書のうち、文書16（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、同年6月17日付け同第11696号により、本件対象文書のうち、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）、文書10ないし文書15、文書16（表紙を除く。）及び文書17について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮詢に当たっては、それらの審査請求を併合し諮詢する。

なお、原処分3及び原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮詢を行うまでに約3年8か月及び約3年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮詢を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分6及び原処分8について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）、文書10ないし文書15、文書16（表紙を除く。）及び文書17を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年3月28日付け防官文第5402号により、本件対象文書のうち、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）、文書10ないし文書15及び文書16（表紙を除く。）について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、同年6月17日付け同第11698号により、本件対象文書のうち、文書17について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分8に対して提起されたものであ

り、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6及び原処分8に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月及び約3年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---|
| ① 令和7年11月11日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1292号ないし同第1295号） |
| ② 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同月27日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年1月22日 | 令和7年（行情）諮問第1292号ないし同第1295号の併合、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和7年（行情）諮問第1294号において、諮問庁は、原処分3に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は平成31年度）」の開示を求めており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の能力、態勢等に関する情報について

別表の番号1ないし6、9及び10に掲げる不開示部分には、自衛隊の将来構想に係る研究、作戦立案、行動、運用及び教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の将来体制や運用態勢、運用要領、能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある

旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 他国に関する情報について

別表の番号7及び8に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 検討に関する情報について

別表の番号8に掲げる不開示部分には、上記(2)の情報に加え、自衛隊及び他国が行う訓練又は研修について、自衛隊内で検討した内容が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、将来の同種の訓練又は研修について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（諮問第1292号）

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は平成31年度）

(2) 本件請求文書2（諮問第1293号）

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は平成31年度）のうち防官文第15181号（2021.7.8－本本B697）で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定（防官文第15181号）の後で行われた研究の全て。

(3) 本件請求文書3（諮問第1294号）

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は平成31年度）のうち防官文第18980号（2021.9.13－本本B1325）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2021.9.13－本本B1325）の後で行われた研究の全て。

(4) 本件請求文書4（諮問第1295号）

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち防官文第418号（2021.11.16－本本B1737）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2021.11.16－本本B1737）の後で行われた研究の全て。

2 本件対象文書

文書1 研究計画書（＊＊＊に関する研究）

文書2 研究計画書（戦史学習の体系化に関する研究）

文書3 研究計画書（統率教育の体系化に関する研究）

文書4 作戦要務クイックレファレンスVer1.2.1

文書5 概ね30年後における海上自衛隊が実施するISRについて（報告）

文書6 研究資料1

文書7 研究資料2

文書8 研究資料3

文書9 研究資料4

文書10 海上自衛隊において使用する綱領の改定等の検討における今後の方向性について

文書11 Legal Status of the USC G

文書12 The seizure of "The Grace 1"

文書13 外国出張報告書について（報告）

- 文書14 令和2年度作戦法規巡回講習
文書15 研究成果報告書（米軍のロジスティクスに関するドクトリン研究）
文書16 統合ロジスティクス（2019年2月4日 改訂1 2019年5月8日）
文書17 新たな技術を踏まえた教育のあり方（報告）

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

- (1) 本件請求文書1の対象として特定された文書
ア 原処分1
文書1ないし文書3、文書4（表紙のみ。）及び文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次のみ。）
イ 原処分4
文書4（表紙を除く。）、文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書6ないし文書14
(2) 本件請求文書2の対象として特定された文書
ア 原処分2
文書4（表紙を除く。）及び文書6ないし文書9
イ 原処分5
文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）及び文書10ないし文書16
(3) 本件請求文書3の対象として特定された文書
ア 原処分3
文書16（表紙のみ。）
イ 原処分7
文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）、文書10ないし文書15、文書16（表紙を除く。）及び文書17
(4) 本件請求文書4の対象として特定された文書
ア 原処分6
文書5（かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。）、文書10ないし文書15及び文書16（表紙を除く。）
イ 原処分8
文書17

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	件名及び 1 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	1 枚目の一部	海上自衛隊の将来態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の教育態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	2 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 10 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		7 枚目、 11 枚目ないし 14 枚目及び 17 枚目のそれぞれ全て	
		15 枚目及び 16 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
4	文書 5	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の将来構想に係る諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の将来体制及び運用態勢が推察さ

			れ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		7枚目ないし190枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の将来構想に係る諸研究に関する情報であって、これを公にすることにより、海上自衛隊の将来体制及び運用態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書6	1枚目ないし3枚目及び5枚目ないし24枚目それぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		4枚目のページ番号を除く全て	
	文書7	1枚目ないし4枚目及び21枚目ないし23枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		5枚目の全て	
		6枚目ないし20枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書8	1枚目ないし8枚目、10枚目ないし25枚目、28枚目ないし30枚目、33枚目及び35枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		9枚目、26枚目、27枚目、31枚目及び32枚目のそれぞれ全て	

		3 4枚目のページ番号を除く全て	
文書9		1枚目、3枚目、4枚目、7枚目、19枚目、21枚目、27枚目及び36枚目のそれぞれ一部	
		5枚目、6枚目、8枚目ないし18枚目、20枚目、22枚目ないし26枚目、30枚目ないし35枚目、37枚目及び38枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
		29枚目の注意表記及びページ番号を除く全て	
6	文書10	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書11	4枚目及び7枚目のそれぞれ全て	他国に関する情報であって、これを公にすることにより、我が国と当該他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書12	25枚目の一部	
	文書13	3ページないし8ページのそれぞれ一部	
8		9ページの一部	他国に関する情報であって、これを公にすることにより、我が国と当該他国との信頼関係が損なわ

			れ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
9	文書14	33ページ、70ページ、72ページ及び77ページのそれぞれの一部	防衛省・自衛隊の行動、運用に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書15	1枚目の一部	海上自衛隊の将来構想に係る諸研究に関する情報であって、これを公にすることにより、海上自衛隊の将来体制及び運用態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。